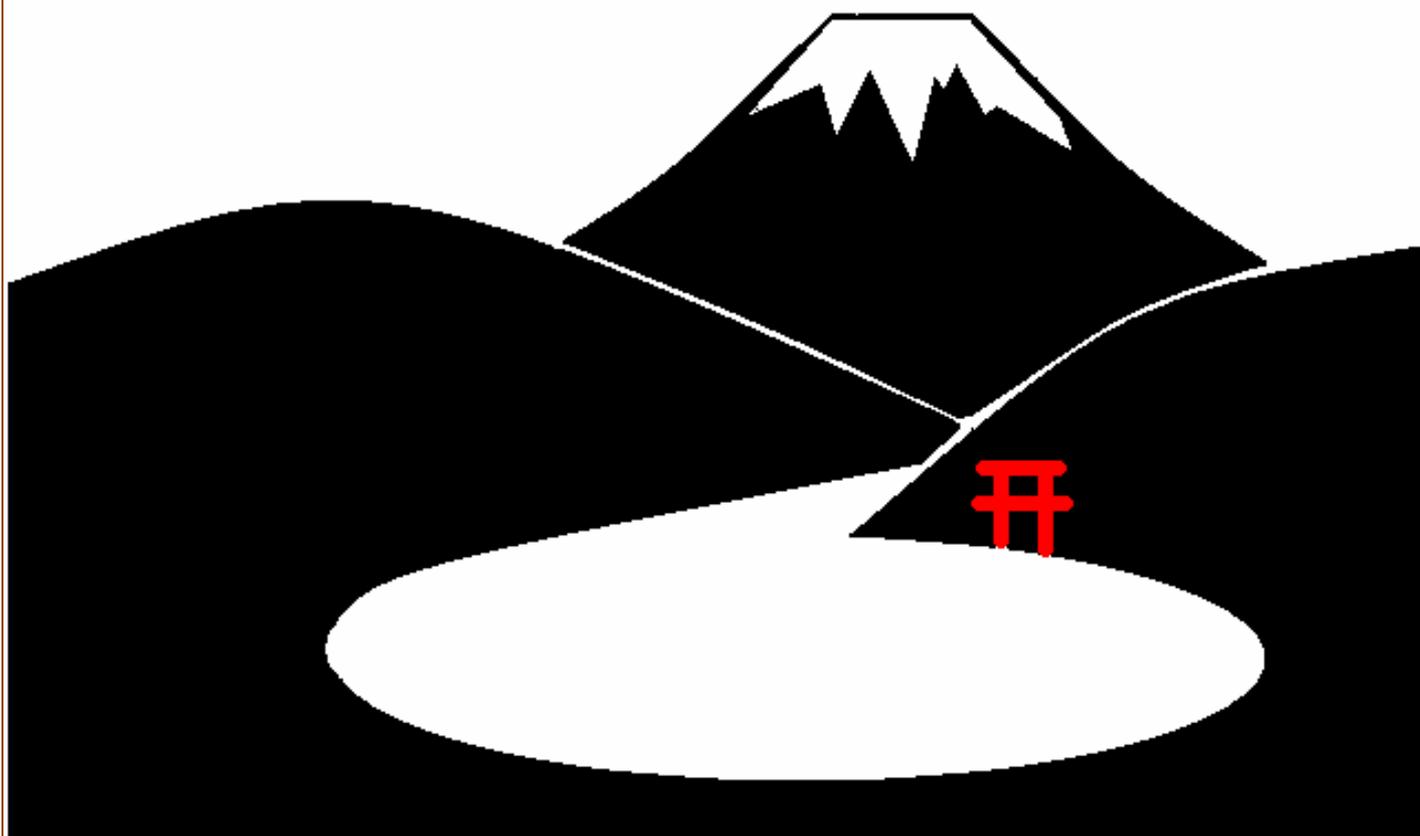


素案



箱根町公共サインガイドライン

GUIDLINE FOR PUBLIC SIGNS OF HAKONE TOWN

# 目 次

1	はじめに	1
2	本町における公共サインの現状と課題	1
	公共サインの設置数	1
	公共サインの設置状況	2
	公共サインのデザイン	2
3	公共サインガイドラインのコンセプト	3
4	公共サインとは	3
5	公共サインガイドラインの適用範囲	5
	対象とする公共サインの定義	5
	適用除外	6
	協力・連携	6
6	サインの整備方針	7
	基本方針	7
	ア 書体	8
	イ 文字の大きさ	9
	ウ 色彩	9
	エ 表記	10
	オ 表示面の大きさ・高さ	11
	カ 構造	12
	定義別方針	13
	ア 案内看板・解説看板	13
	イ 誘導看板・位置看板	13
	ウ 注意看板	14
7	サインの活用方針	15
	他のメディア(情報媒体)との連携	15
	維持管理方針	15
	ア メンテナンス	15
	イ 管理方法	16
別 添	： 公共サイン管理台帳	17
参考資料	： 用語解説	18

## 1 はじめに

箱根町の豊かな自然は、昭和11年(1936年)2月1日に町のほぼ全域が当時の国立公園法(現自然公園法)により「富士箱根国立公園」(現「富士箱根伊豆国立公園」)に指定されて以来、主として自然公園法による様々な厳しい規制により保護されてきました。

さらに、現在箱根町では、平成21年に「愛着と誇りが持てる豊かな自然と安らぎのある国際観光のまち」を目指していくために、景観条例・景観計画を施行し、町民・事業者の皆さまと協働して良好な景観形成についての取組みを行っています。

そして、町が景観形成について先導的な役割を果たすことが必要であるとの考えから、平成22年に「箱根町景観形成公共施設整備指針」を策定し、公共建築物、道路、公園などについて、景観に配慮した整備の方針を定めています。

本ガイドラインは、町がさらなる先導的な役割を果たしていくために、景観に大きな影響を与えると考えられる公共サインの指針について定めたものです。

現在、主に都市部において「公共サインガイドライン」を策定する自治体が増加しています。それらガイドラインは、都市基盤の整備や、観光客の回遊性の強化などを主要な目的として策定しています。

箱根町は、それらの一般的な目的以外に、先人たちが守ってきた豊かな自然景観、特徴ある街なみ景観といった「箱根らしさ」を阻害させないことに最大の焦点を置いた公共サインを本ガイドラインに基づいて整備していきます。

## 2 本町における公共サインの現状と課題

本ガイドラインの策定については、庁内の景観関連部署の職員で組織する「景観施策推進会議」において調査・研究をしてきました。その調査・研究の一環として、町の公共サインの現状を把握していくために、できることをできるだけ早く実施するという考え方で、平成22年に初めて全庁的に公共サインの設置状況調査を実施しました。(実施期間：平成22年6月17日から平成22年9月17日)

その結果、次のような結果と課題が提示されました。

### 公共サインの設置数

当町が設置している公共サインの総数は平成22年9月17日現在1,465個となっています。

うち、表1のとおり案内看板がその50%以上を占めています。

[表1 公共サインの設置数]

公共サインの種別	設置数
案内看板	743
解説看板	262
誘導看板・位置看板	184
注意看板	236
その他	40
合計	1465

## 公共サインの設置状況

表2のとおり、設置状況は概ね良好で、設置状況が悪いとされた公共サインは、全体の5%程度です。しかしながら、設置状況が悪ければ公共サインとしての役割を果たすことができないので、その対応などの維持管理について検討する必要があります。

【表2 公共サインの設置状況とその対応方針】

設置状況				設置状況が悪いとされた公共サインの対応方針				
良	悪	その他	計	再設置	補修	撤去	その他	計
704	74	687	1465	17	35	5	17	74

【写真1 設置状況が悪いとされた看板の例】



写真のように設置状況が悪くならないよう、適切な維持管理をしていきます。

## 公共サインのデザイン

これまで本町では、それぞれの部署の判断で公共サインをデザインし、掲出してきました。そのため、次の写真のとおりデザインに一貫性がなく、本当に全ての人に対して分かりやすい公共サインであるかどうかの検証を行ってきませんでした。町の景観に配慮しつつ、全ての利用者にとって分かりやすい公共サインを掲出するためのルールづくりが必要となりました。

【写真2 これまでの誘導看板の掲出事例】



掲出目的が同じ看板であっても、字体、色彩について統一感のない看板が作成されてきました。

以上の結果と課題を踏まえて、庁内の景観関連部署の職員で構成された景観施策推進会議において公共サインガイドラインについて1年以上に渡る調査・研究を行ってきました。その調査・研究を基に、専門家のアドバイスやパブリックコメントなどを反映させたものが、本ガイドラインとなります。

### 3 公共サインガイドラインのコンセプト

箱根町公共サインガイドラインは、町の美しい自然景観、特徴ある街なみ景観を守り、育てていくことを最大の目的として策定しました。箱根町において公共サインは、必要以上に景観への影響を及ぼさないことが望ましいと考えられます。そのため、なるべく掲出する面積を小さくし、最低限必要な情報以外はインターネットや紙媒体などで補完していくことも考えられます。

また、公共サインである以上、高齢者や視覚障がい者、外国人の方々など全ての人にとって利用しやすいものであることも望ましいです。

それらを踏まえて箱根町公共サインガイドラインのコンセプトを次のとおり定めます。

#### 箱根町公共サインガイドラインのコンセプト

町の自然景観、街なみ景観に配慮する。

誰にでも分かりやすいものとする。

他のメディアと連携し、情報補完を図る。

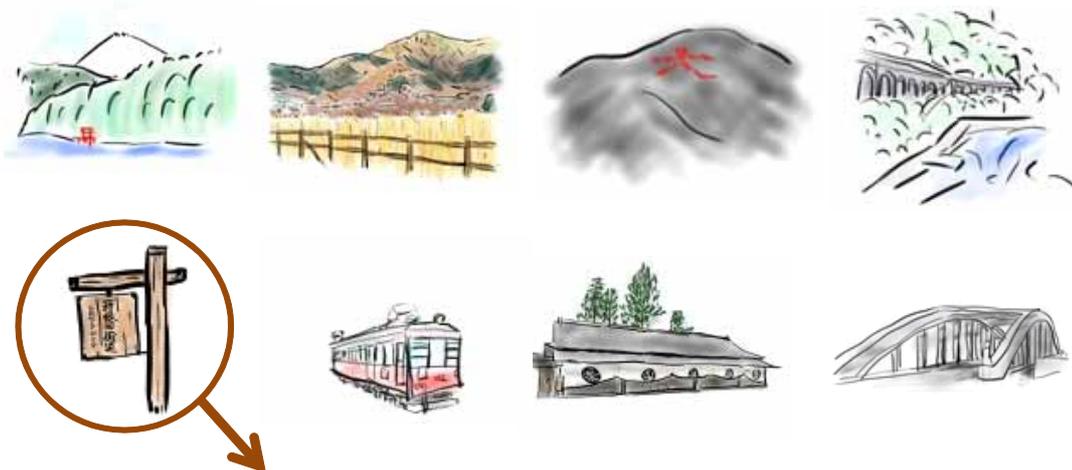
### 4 公共サインとは

本来サインとは、案内看板や誘導看板といった人工的に作られたもののみを指すものではありません。人が生活していくなかで、手がかりや目印となるようなものは全てサインと考えられます。

したがって本町における代表的な観光名所である芦ノ湖やすすき草原、大涌谷といった自然の景勝地もサインに含まれますし、箱根湯本駅、強羅駅といった目標となる建築物もサインの一部と言えます。文字や記号だけでなく、かたちや色、光、匂い、触感など人間を取りまくあらゆるものがサインとして作用します。

それらサインとして作用するものなかで、箱根町公共サインガイドラインでは、箱根町に住んでいる又は訪れる人に対して、地区や施設などの位置や状況、事物の内容についての説明、特定の場所での注意喚起などを目的として人工的に設置したものを公共サインとして定義します。

## あらゆるものがサインとして作用



箱根町公共サインガイドラインにおける公共サインの定義  
不特定多数の人々に対して、公的機関が公共のために設置する看板

## 5 公共サインガイドラインの適用範囲

箱根町公共サインガイドラインの対象となる公共サインを明確にする必要があるため、次のように適用範囲を定めます。

### 対象とする公共サインの定義

対象とする公共サインは次の5つとします。

**案内看板**    **解説看板**    **誘導看板**    **位置看板**    **注意看板**

#### 案内看板

地区や地域、施設などの全体的な状況を地図などで示すもの

- 【例】観光案内板  
地域案内板  
施設案内板



#### 解説看板

事物の内容、歴史、操作方法などを解説するための機能をもつもの

- 【例】文化財説明板  
施設説明板



「案内看板」と「解説看板」は、近い関係にあるものと定義します。

#### 誘導看板

目的の場所へ誘導することを目的とし、矢印などで示すもの

- 【例】目的地等への誘導標  
指定避難場所表示板



#### 位置看板

施設や道路名など特定の場所を示すもの

- 【例】施設名表示板  
道路名表示板



「誘導看板」と「位置看板」は、近い関係にあるものと定義します。

## 注意看板

特定の場合での規制、警戒などの注意喚起することを目的とするもの

【例】ポイ捨て禁止看板

駐車禁止標

立入禁止標



## 適用除外

- ア 公共交通事業者が設置するもの
- イ 道路関連法規に規定されているもの
- ウ その他、構造・色彩等が法令等により規定されているもの
- エ 施設管理者が施設内のみの案内・誘導を目的に設置するもの
- オ 町が掲出するもので、営業目的で掲出するもの（ ）

ガイドラインにおいては適用除外ですが、法令遵守し作成することとします。

## 協力・連携

箱根町公共サインガイドラインを町のみが運用するのではなく、他の公共的団体や民間事業者への普及を図っていく。

【例】国、県、林野庁、観光協会、民間観光施設

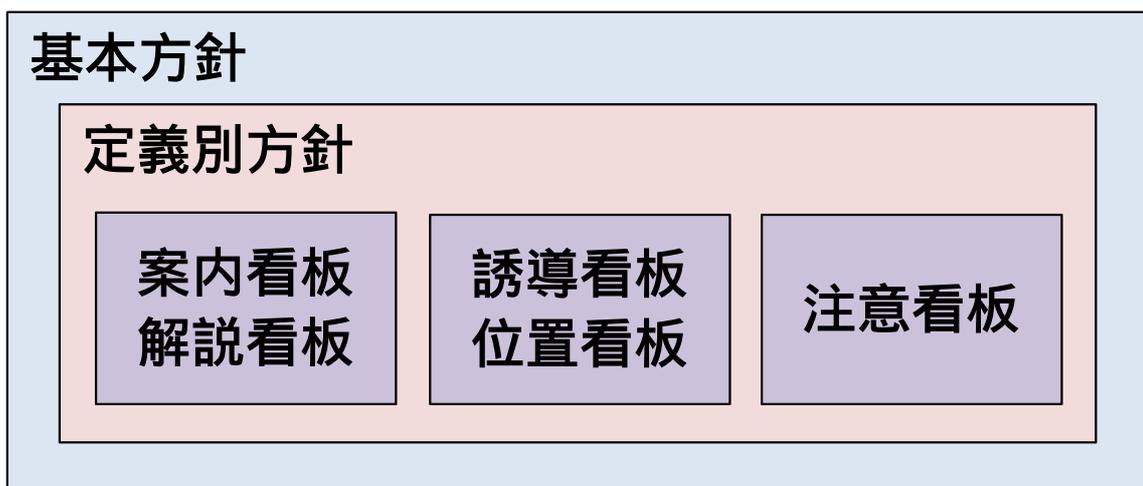
## 6 サインの整備方針

### 基本的な考え方

箱根町のサイン整備にあたっては、本ガイドラインのコンセプトを基に、景観に配慮した誰にでも分かりやすいシンプルなサインを整備するようにします。

町の自然景観、街なみ景観に配慮する  
誰にでも分かりやすいものとする  
他のメディアと連携し、情報補完を図る

公共サインの定義は、大きく分けて5種類と定めています。すべての定義において共通する整備方針については **基本方針** として定めることとします。また、それぞれの定義ごとに定めるべき整備方針については **定義別方針** として定め、2つの方針に分けて示していくこととします。



### 基本方針

基本方針では、公共サイン全般的に共通する基準について示します。

公共サインは、情報提供施設としての識別性を高める必要がありますが、周辺景観との調和に配慮して、表示面の色彩やデザインなどを統一することが必要です。また、その掲載内容は、正確かつ必要な情報であることを十分検討します。

そして、ユニバーサルデザインの視点を重視することにより、誰もが見やすく理解できるよう、分かりやすい手法で表示し、利用しやすいものとしします。

## ア 書体

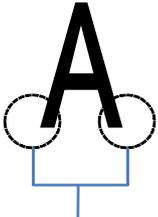
文字の書体は基本的に...

和文書体は「角ゴシック系書体」の中から選択し、  
 欧文書体・和文中の数字は「サンセリフ系書体」の中から選択し使用します。

角ゴシック系書体の例	
M S ゴシック	はこね ハコネ 箱根
平成角ゴシック	はこね ハコネ 箱根
HGSゴシックM	はこね ハコネ 箱根
H G S ゴシック E	はこね ハコネ 箱根
サンセリフ系書体の例	
Microsoft Sans Serif (マイクロソフトサンセリフ)	HAKONE ABCDE abcde
Reference Sans Serif (リファレンスサンセリフ)	HAKONE ABCDE abcde
Verdana (ヴァーダナ)	HAKONE ABCDE abcde
Arial (エアリアル)	HAKONE ABCDE abcde

情報内容等により、その他の書体がふさわしいと考えられる場合は、この限りではありません。

サンセリフ系書体とは・・・

【例】	【例】
サンセリフ系 (Microsoft Sans Serif)	セリフ系 (NSimSun)
	
セリフ(飾り)が付いていない書体全般。	セリフ(飾り)が付いている書体全般。

飾りを持たないものという意味。

## イ 文字の大きさ

文字の大きさは、視力の低下した人への配慮や視距離に応じた大きさを選択することとし、標準的な基準である文字高さの目安(国土交通省等のガイドラインで提示されている数値)よりも小さいものは使用しないこととします。

視距離	和文文字高	英文文字高
30mの場合	120mm以上	90mm以上
20mの場合	80mm以上	60mm以上
10mの場合	40mm以上	30mm以上
4～5mの場合	20mm以上	15mm以上
1～3mの場合	9mm以上	7mm以上

出典：国土交通省「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」

## ウ 色彩

誰もが「見やすい」「わかりやすい」を心がけます。  
バリアフリーの配慮として、色弱者が見やすいよう**明度差を大きく**します。

色彩については、誰にとっても表示内容が見やすく、わかりやすい表現となることを重視し、デザイン性だけでなくバリアフリーの視点からも配慮する必要があります。

色彩による文字の見やすさについては、地と図の色の組合せにおけるコントラスト(明度差)が大きいほど見やすくなります。また、同色でも、暗い地に明るい文字を表示するほうが、文字が膨張して見えるほか、文字情報の周辺光が遮断され、より見やすくなることが知られています。

【明度差が大きいとは...～具体的な明度差～】

[マンセル表色系での明度]は N1～9.5 の範囲で色票化しています。

( 反射率 0%の黒は N0(㊦)・反射率 100%の白は N10 )

サインの表示においては、明度差が5以上となるよう配慮します。



また、色彩が与える周囲の景観への配慮も重要な課題です。必要以上に複数の色を多用することや、極度に明るい色の使用をしないようにします。

## エ 表記

### 〔言語表記〕

原則として「日本語」及び「英語」の2ヶ国語表記とします。  
中国語・ハングル書体を使用する場合は、国内で使用できる写真植字で標準的な書体とします。

必要な情報をシンプルに表示するため、日本語及び英語の2ヶ国語表記を原則とします。

ただし、来訪者や設置場所の特性から、よりホスピタリティを考慮する必要があると思われる場合には、日本語、英語以外の中国語・ハングル書体などによる表記を追加することを検討します。その場合は、掲載情報の見やすさや分かりやすさに十分配慮する必要があります。

中国語・ハングル書体を使用する場合は、国内で使用できる写真植字で標準的な書体とします。

### 〔ピクトグラム〕

原則として使用するピクトグラムはJIS案内用図記号とします。

#### 【ピクトグラム例】



言語によらず、幅広い年齢層や外国人の方々にも直観的に、施設や機能の意味を伝えることができる「ピクトグラム(案内用図記号)」を積極的に活用します。使用するピクトグラムについては、原則としてJIS案内用図記号を使用します。

ピクトグラムを活用することにより、不必要な情報表示を削減し掲載情報がみやすいサインにします。

## 〔イラスト〕

情報をわかりやすく表示するためのイラストが、意図が伝わらず逆に情報が伝わりにくくなる場合があるので、イラストの内容等については、十分に検討する必要があります。

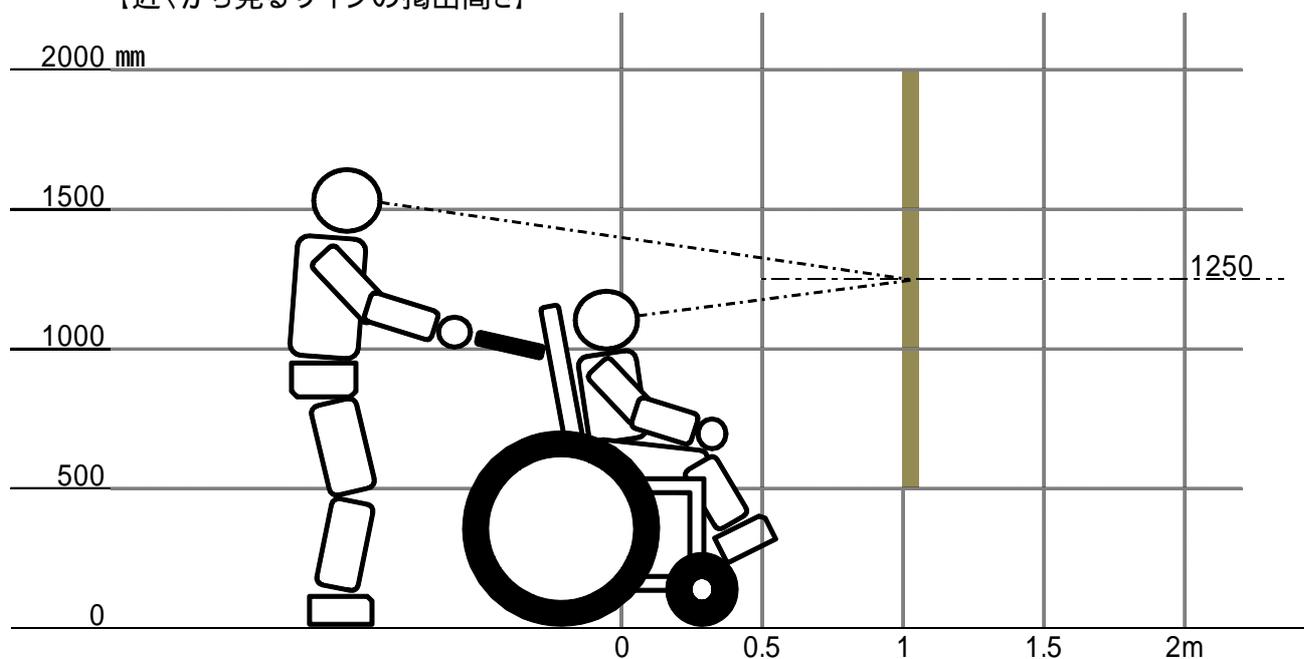
サインの性質によっては、利用者に情報を分かりやすく表示するために、イラストなどを使用することが有効な場合があります。しかし、場合によっては、意図がつかめず情報が伝わりにくくなることや、多用することにより表示面が繁雑になり、情報が伝わりにくくなります。そのような事態を避けるために、表示するイラストの内容及び大きさや色彩を十分に検討する必要があります。

## オ 表示面の大きさ・高さ

### 〔大きさ〕

近い距離で見るサインは、立っている人と車いす使用者の中間の視点である床面から 1250mm 程度の高さを表示面の中心とします。また、表示面上端と下端は、最大でも両者の視野に入るようにすることが必要なので、最高高さ 2000mm、最低高さ 500mm の範囲を原則とします。

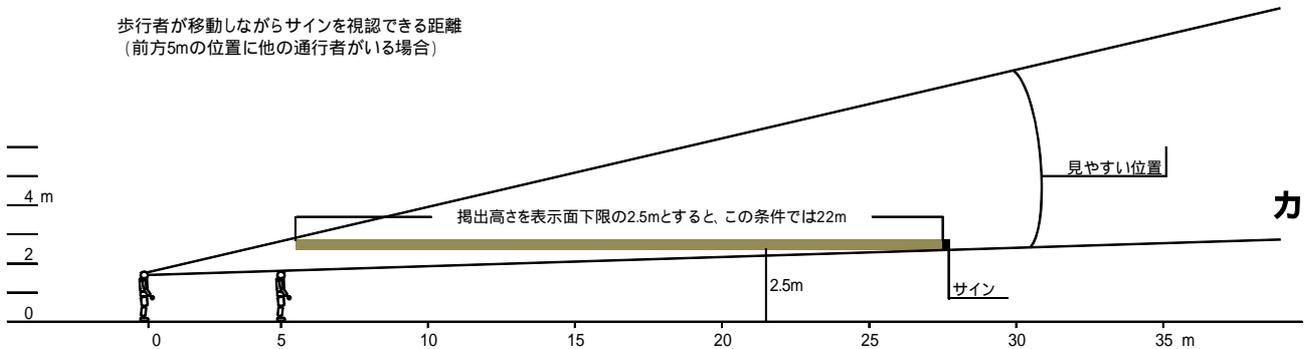
〔近くから見るサインの掲出高さ〕



## 〔高さ〕

遠い距離で見るサインは、人が移動している場合、一定の高さ以上にあるものは視認するのが難しくなります。また、不特定多数の人が利用する施設では、見る人とサインの間に他の通行者がいる場合が多く、視界を遮られるので、建築限界を避け、原則として路面から 2500mm を表示面下限とします。

歩行者が移動しながらサインを視認できる距離  
(前方5mの位置に他の通行者がいる場合)



## 構造

サイン施設の構造については、施設自体の耐久性と安全性を考慮することはもちろん、より利用者の立場に立った施工上の工夫を心がけるようにします。また、長期間サインを活用できるよう腐食しない強度のある素材とし、維持管理面にも考慮した構造とします。

## 〔近づきやすさ〕

視力の低下した人や車いす使用者が、サインの近くに寄って表示を見ることを前提に、サイン施設周辺の段差や舗装等について、サインへ近づくにあたり支障があると判断される場合は、設置個所の移動や、歩道等の整備をあわせて行う取組みが必要です。

## 〔材質など〕

景観に配慮し、著しく反射するものや光沢のある素材は避けます。

サイン施設については、屋外に設置されることが多いため、点字表示や触地図など、手で触れて情報を認識するサインについては、表示面が高温にならないための材質を選ぶなどの配慮が必要です。

また、人為的な事故やいたずら等による破損については、表示面カバーの設置、四隅の巻込み、貼り紙や落書き防止の表面加工処理などの対策が必要です。腐食等を防ぐためにも腐食防止加工や腐食しない材質を使うこととします。

サインの表示面は、周辺状況の変化に応じて情報内容の更新を速やかに行うことが望ましいため、変更が予測されるものについては、部分的な取換えが可能な構造とします。

## 〔集約〕

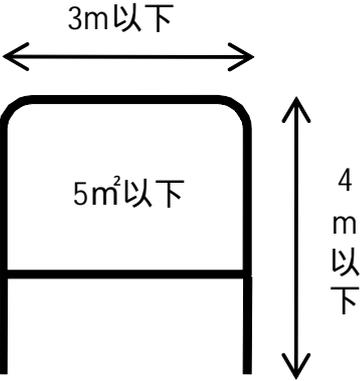
景観の向上を図るため、デザインを統一したサインの掲出や、既存サインと新設サインの集約化を進めることが必要です。また、地域住民やサイン設置者等と連携していく必要もあります。

## 定義別方針

### ア 案内看板・解説看板

案内看板は、目的地までの距離や方角を正確に認識してもらうために、必然的に表示面の情報量は増し、同じように解説看板も、説明する物の詳細を正確に理解してもらうために情報量が増えてきます。

いずれにしても、見る人が分かりやすく認識するためには、見やすくすることを同時に考えなければなりません。必要最小限の情報をシンプルに表示するようにします。

表示面積	高さ	横幅
5m <sup>2</sup> 以下	4m以下	3m以下
[概要]		
		

### イ 誘導看板・位置看板

誘導看板・位置看板は、歩行者や車に乗っている人の回遊性を高めるために、効果的な情報伝達が必要で、掲出数も複数になる場合があるので、景観と調和するシンプルなものとします。また、誘導看板はサインの顕在性と連続性を高めるため、同一経路上にあるサインは統一したデザインとします。

色彩	原則「茶地に白」 情報内容や地域性によっては緑・白・茶・黒のうち3色以内
規模	自然公園法における広告物の審査基準に準拠することとする。

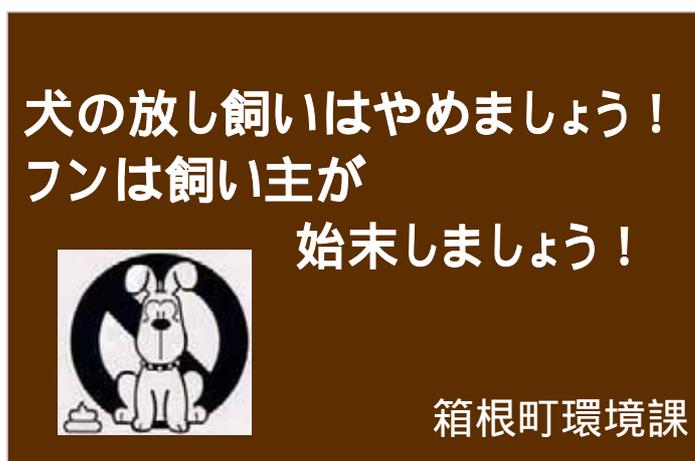
## ウ 注意看板

原則、自然公園法で定めている「緑・白・茶・黒」のうち3色以内の色彩を使用することとします。

しかし、注意看板は、特定の場での規制、警戒などの注意喚起することを目的とするものであり、他のサインと比べ、対象に遺漏なく伝得る必要があります。

**直接、生命や身体に被害や影響が及ぶ恐れのあるもの**で、警戒色のような目立つ色彩を使用しなければならない場合については、色彩について適用除外とします。

### 【例1】直接、生命や身体に被害や影響が及ぶ恐れのないサイン



### 【例2】直接、生命や身体に被害や影響が及ぶ恐れのあるサイン



## 7 サインの活用方針

### 他のメディア(情報媒体)との連携

案内看板・解説看板などの情報量の多いサインには、必要最低限の情報を表示することとしていますので、その他の情報は「地図・パンフレット・携帯サイト等」の媒体で補完していき、極力表示情報を少なくします。

### 維持管理方針

サインが利用者にとって分かりやすく、安心・安全に利用できるように維持するには、適切な管理と継続的なメンテナンスが必要です。

そのためには、サイン整備の計画段階から関係者で協議し、整備後の維持管理方法、役割などを明確にしておくようにします。複数の実施主体がかかわる場合は、この作業が特に重要になります。

## ア メンテナンス

メンテナンスは「本体」のみでなく「情報」のメンテナンスも行う必要があります。

### 〔本体のメンテナンス〕

定期的に行うのが理想ですが、状況に応じ行うこととします。

#### 清 掃

- ・汚れやホコリを清掃します。
- ・違法な張り紙や落書きを取除き、表面を清掃します。
- ・音声、触知案内サインの触知部分は、利用者が直接手に触れて使用するものですから、できるだけ頻繁に掃除することが大切です。

#### 保守点検

- ・ガタツキ、ボルトの締付け状況を確認し、必要に応じ対応します。
- ・破損状況、傷等の状況を確認し、修繕します。
- ・塗装の状況、傷等による塗装の一部はがれなどは、必要に応じ塗装補修します。
- ・サイン本体内部に音声案内装置等を入れている場合は、機械動作の点検を行います。

### 〔情報のメンテナンス〕

必要に応じ表示内容を見直したうえで、新たにできた施設・道路等の変更や追加が必要な情報を拾い出し、校正を行います。

修正箇所が少ない場合は部分的な修正を行い、修正箇所が多い時は表示面全体を取替えるなどケースによって修正方法を選択します。

## イ 管理方法

定期的に清掃、必要に応じては修繕を行い、常に美しい状態に保つことが必要です。そのために、サイン本体に管理番号を記入し、共通の管理台帳に記録し管理していきます。

### 〔管理台帳〕

別添“公共サイン管理台帳”を参考に、サインの必要最低限の情報を記載等し管理・把握しておきます。

### 〔管理番号〕

管理台帳に記載する“管理番号”は、各課等の略字の後に台帳の を付することとします。

周辺町民等から維持管理に関する情報を得られるように、サイン本体に管理番号を記載するようにします。

各課等の略字は「箱根町行政文書管理規程」第18条第1項第4号に規定する別表に定める課の略字を用いることとします。

【別添】

公共サイン管理台帳

管理番号	所管課	設置年月日	設置場所	サインの種別	設置数	本体サイズ(mm)		表示面積(mm)		本体構造			色彩		備考
						高さ	幅	高さ	幅	表示版	柱	照明	表示版	柱	
1			公共施設名: 設置地番:	案内 解説 誘導 位置 注意 その他( )		高さ: 奥行:	幅: 幅:	高さ: 幅:	高さ: 幅:	表示版	柱	照明	表示版	柱	
2			公共施設名: 設置地番:	案内 解説 誘導 位置 注意 その他( )		高さ: 奥行:	幅: 幅:	高さ: 幅:	高さ: 幅:	表示版	柱	照明	表示版	柱	
3			公共施設名: 設置地番:	案内 解説 誘導 位置 注意 その他( )		高さ: 奥行:	幅: 幅:	高さ: 幅:	高さ: 幅:	表示版	柱	照明	表示版	柱	
4			公共施設名: 設置地番:	案内 解説 誘導 位置 注意 その他( )		高さ: 奥行:	幅: 幅:	高さ: 幅:	高さ: 幅:	表示版	柱	照明	表示版	柱	
5			公共施設名: 設置地番:	案内 解説 誘導 位置 注意 その他( )		高さ: 奥行:	幅: 幅:	高さ: 幅:	高さ: 幅:	表示版	柱	照明	表示版	柱	
6			公共施設名: 設置地番:	案内 解説 誘導 位置 注意 その他( )		高さ: 奥行:	幅: 幅:	高さ: 幅:	高さ: 幅:	表示版	柱	照明	表示版	柱	
7			公共施設名: 設置地番:	案内 解説 誘導 位置 注意 その他( )		高さ: 奥行:	幅: 幅:	高さ: 幅:	高さ: 幅:	表示版	柱	照明	表示版	柱	
8			公共施設名: 設置地番:	案内 解説 誘導 位置 注意 その他( )		高さ: 奥行:	幅: 幅:	高さ: 幅:	高さ: 幅:	表示版	柱	照明	表示版	柱	
9			公共施設名: 設置地番:	案内 解説 誘導 位置 注意 その他( )		高さ: 奥行:	幅: 幅:	高さ: 幅:	高さ: 幅:	表示版	柱	照明	表示版	柱	
10			公共施設名: 設置地番:	案内 解説 誘導 位置 注意 その他( )		高さ: 奥行:	幅: 幅:	高さ: 幅:	高さ: 幅:	表示版	柱	照明	表示版	柱	

公共サイン管理台帳 (記入例)

管理番号	所管課	設置年月日	設置場所	サインの種別	設置数	本体サイズ(mm)		表示面積(mm)		本体構造			色彩		備考
						高さ	幅	高さ	幅	表示版	柱	照明	表示版	柱	
1	都庁整備課	H23.10.21	公共施設名: 豊島野上河原公園 設置地番: 豊島野921番地	案内 解説 誘導 位置 注意 その他( )	1	高さ: 奥行:	幅: 幅:	高さ: 幅:	高さ: 幅:	表示版	柱	照明	表示版	柱	管理員自治会が行うもの
2	都庁整備課	H23.11.7	公共施設名: 町屋第1号線 設置地番: 豊島野1324番地付近	案内 解説 誘導 位置 注意 その他( )	2	高さ: 奥行:	幅: 幅:	高さ: 幅:	高さ: 幅:	表示版	柱	照明	表示版	柱	白
3			公共施設名: 設置地番:	案内 解説 誘導 位置 注意 その他( )		高さ: 奥行:	幅: 幅:	高さ: 幅:	高さ: 幅:	表示版	柱	照明	表示版	柱	
4			公共施設名: 設置地番:	案内 解説 誘導 位置 注意 その他( )		高さ: 奥行:	幅: 幅:	高さ: 幅:	高さ: 幅:	表示版	柱	照明	表示版	柱	
5			公共施設名: 設置地番:	案内 解説 誘導 位置 注意 その他( )		高さ: 奥行:	幅: 幅:	高さ: 幅:	高さ: 幅:	表示版	柱	照明	表示版	柱	
6			公共施設名: 設置地番:	案内 解説 誘導 位置 注意 その他( )		高さ: 奥行:	幅: 幅:	高さ: 幅:	高さ: 幅:	表示版	柱	照明	表示版	柱	
7			公共施設名: 設置地番:	案内 解説 誘導 位置 注意 その他( )		高さ: 奥行:	幅: 幅:	高さ: 幅:	高さ: 幅:	表示版	柱	照明	表示版	柱	
8			公共施設名: 設置地番:	案内 解説 誘導 位置 注意 その他( )		高さ: 奥行:	幅: 幅:	高さ: 幅:	高さ: 幅:	表示版	柱	照明	表示版	柱	
9			公共施設名: 設置地番:	案内 解説 誘導 位置 注意 その他( )		高さ: 奥行:	幅: 幅:	高さ: 幅:	高さ: 幅:	表示版	柱	照明	表示版	柱	
10			公共施設名: 設置地番:	案内 解説 誘導 位置 注意 その他( )		高さ: 奥行:	幅: 幅:	高さ: 幅:	高さ: 幅:	表示版	柱	照明	表示版	柱	

参考資料：用語解説

## ガイドライン

物事に対する方針についての大まかな指針・指標。ルールやマナーなどの決まり事、約束事を明文化し、それらを守った行動をするための具体的な方向性を示すもの。

## コントラスト

明度差のことを言い、画像において最も暗い部分と、最も明るい部分の輝度の差のことをいう。

## サンセリフ（書体の名称）

セリフのない書体の総称である。セリフとは、文字の線の端につけられる線・飾りで、「うるこ」<sup>1</sup>、「ひげ飾り」<sup>2</sup>、「ひげ」とも呼ばれる。旧来のセリフのついた活字書体(セリフ体・ローマン体とも呼ぶ)と区別するために用いられる用語。「サン」とは、フランス語で「～のない」という意味で、「セリフのない書体」を表している。

## バリアフリー

広義の対象者としては障がい者を含む高齢者等の社会生活弱者、狭義の対象者としては障害者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、もしくは具体的に障害を取り除いた状態をいう。一般的には障害者が利用する上での障壁が取り除かれた状態として広く使われている。

## ピクトグラム

一般に「絵文字」「絵単語」などと呼ばれ、何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号(サイン)の一つである。地と図に明度差のある2色を用いて、表したい概念を単純な図として表現する技法が用いられる。

## ホスピタリティ

お互いを思いやり、手厚くもてなすこと。また、歓待をすること。

## マンセル表色系

色を定量的に表す体系である表色系の1つ。色彩を色の三属性(色相、明度、彩度)によって表現する。マンセル色体系、マンセルカラーシステム、マンセルシステムとも言う。

## メディア

情報の記録、伝達、保管などに用いられる物や装置。媒体や情報媒体などと訳されることもある。

## メンテナンス

建築・土木構造物や施設などの整備・維持・保守・点検・手入れをすること。

## ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。「UD」と省略して表記される場合もある。